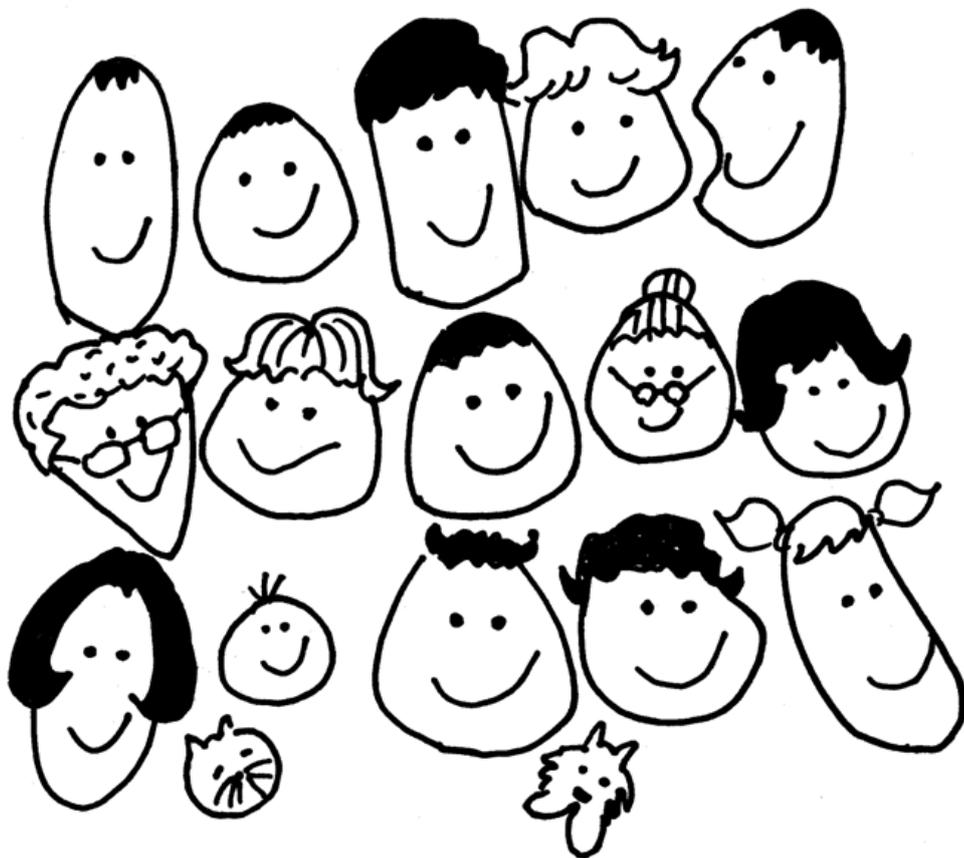


要保存

ところざわ
所沢ニュータウン
暮らしのマナー第6版

せい かつ かん きょう まも じょう ほう
～ 生活環境を守るマナーと情報 ～



ところざわ
所沢ニュータウン自治会

<https://newtownjichikai.com>

ねん れい わ ねん がつ
2024年（令和6年）12月

しょうわ ねん こうぼ
昭和54年に公募して設定されて出来上がりました。

所沢ニュータウンの歌

作詞:小野 栄男
(4-31-5)

—みんなで歌いましょう(伸びやかに)—

作曲:松本 和美
(4-37-1)

The musical score is written on five staves. The first staff shows the key signature (one sharp, F#) and the time signature (4/4). The second staff begins with the lyrics 'あ' and 'おばにかお'. The third staff continues with 'るむさーし' and 'ののここーとこ'. The fourth staff has 'ろざわニューー' and 'タウン みどーりにもゆるこー'. The fifth staff contains 'のーまちーを' and 'ひとのわかたくむすびあいあか'. The sixth staff ends with 'るいあすをきづきゆく' and 'と'. Chord symbols are placed above the notes, and dynamic markings like *mf*, *mp*, and *f* are used throughout.

一、青葉に香る 武蔵野の

ここ所沢 ニュータウン

緑に萌ゆるこの街を

人の和かたく結び合い

明るい明日を築きゆく

二、遠くに富士を仰ぎ見る

ここ所沢 ニュータウン

陽ざしまばゆいこの街を

若い力育くみて

希望の明日を築きゆく

三、青空高く澄みわたる

ここ所沢 ニュータウン

四季の華ただようこの街を

老いも若きも輪になって

理想の明日を築きゆく

所沢ニュータウン暮らしのマナー ～ 生活環境を守る11項目 ～

目 次

目 次	1
所沢ニュータウン暮らしのマナー		
第6次改訂版発刊にあたって	2
1 ごみの出し方と清掃マナー	3
ごみの出し方 問い合わせ先	5
2 リサイクル活動について	6
3 公園清掃と環境美化の日	8
4 歩きタバコ・ポイ捨て禁止	9
5 騒音	9
6 生き物	10
7 ペット	12
8 路上駐車	13
9 自転車運転	13
10 庭木の剪定	15
庭木の剪定・消毒依頼	16
11 空き家	17
所沢市の防犯・空き家対策	18
付録 生活を守る	20

特殊詐欺・振り込め詐欺にご注意

シンボルマーク

裏表紙



「所沢ニュータウン暮らしのマナー」 第6次改訂版発刊にあたって

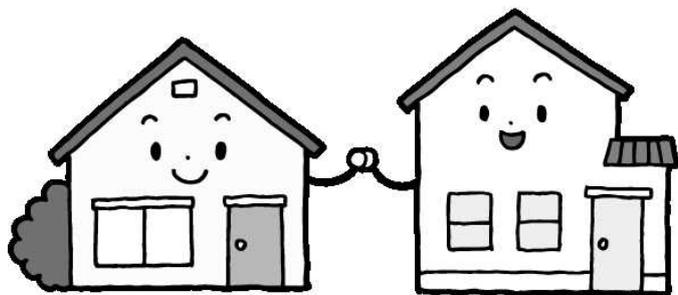
前回の配布から4年が経過しました。若い世帯の新会員も増えており、当自治会の年齢構成や生活環境も少しずつ変化しております。生活のルールやマナーはそれほど大きな変更はありませんが、住みよい暮らしの共通理解のため、改訂版を発刊致します。

内容を書き改める際、これまで定例会や投書などで出された意見や課題を考慮して記述しています。前回同様にゴミの集積所変更後の届け方、主な道路交通法や条例の改正内容。庭木では、消毒・剪定業者の紹介、空き家・空き地問題では所沢市の苦情窓口紹介、および資料提供等を掲載しています。

毎年改訂・再配布することはできないので、自治会のホームページでダウンロードして再入手出来るようにしました。

ホームページのアドレスは表紙に記載してあります。

我が町ニュータウンの安心安全で、快適な生活環境の維持のためにも、この「暮らしのマナー」をご利用いただき、お互いに助け合える住みよい街づくりに、皆様のご協力をお願いします。



2024年（令和6年）11月
所沢ニュータウン自治会長

「おはようございます」 「おはようございます」

地域の絆は
あいさつから始まります
人と人との交流は
あいさつから始まります



1. ごみの出し方と清掃マナー

ごみの分け方と出す日は変わることがあります。詳しい情報については、所沢市が発行している「家庭の資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。所沢市役所及び並木まちづくりセンター、インターネットからのダウンロード等で入手できます。

◎ごみ出しのマナー

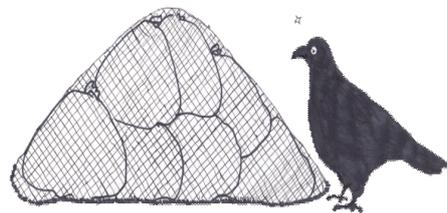


決められた収集日の朝8時30分までに正しく分けて指定された集積所に出して下さい。祝日も収集しています。

☆ペットボトルの出し方に注意しましょう！
※近年出し方を守っていないと回収してもらえません。
必ずキャップとラベルを外し、すすいで出しましょう！

<カラス等による散乱を防止するために>

- ☆ 収集日以外及び、前日の夜には絶対出さないようにしましょう。人気の無い早朝（夜明け直後）もカラスに狙われます。
- ☆ 生ごみは新聞紙等にくるみ、ごみ袋に入れてネットの中央部に出しましょう。端ではカラスが引きずり出します。
- ☆ ネットに重しを付れたり、パイプを通したりするとカラスに端をめくられることが防止できます。
- ※ 当自治会では「生活環境部」が掃除用具やネット等の費用を負担しています。 班長を通して自治会の生活環境部にお問い合わせください。



◎ごみの収集後の清掃マナー

当地域では、ごみの集積所は、自治会の会員・非会員に関係なく、利用できます。ゆえに利用者で集積所の場所を決めたり、掃除当番を決めて管理しています。

ごみの集積所の設置や変更は
「収集管理事務所」
(電話) 04-2946-5353 に届け
出る必要があります。

その他のごみの出し方問い合わせ先も
別頁に紹介します。ご活用下さい。
利用者で連絡をお願いします。



当地区に「ゴミ置き場」は存在しません。あるのはごみを収集して貰うための一時的な集積所です。収集後は元の状態にもどします。

従って収集日を間違えずに正しく出すことが大切です。

ごみの収集後は近隣宅に迷惑がかからぬよう、速やかに清掃を行います。特に生ごみの散乱があるときは水をまいて清掃をしましょう。

また、ネットや掃除用具を路上に常時置いておくことは出来ません。
(道路法)

※収集日を間違えて出すと回収車が来てもそのごみは収集されません。
自宅に持ち帰り、正しい収集日に改めて出ることになります。

ごみの出し方問い合わせ先（令和6年8月現在）

内容	施設名	問合せ先	業務日時	休業日
ごみの分け方・出し方 集団資源回収 不法投棄に関すること	資源循環推進課	電話:04-2998-9146 FAX:04-2998-9394 e-mail:a9146@city.tokorozawa.lg.jp 住所:並木1-1-1	月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分	土・日曜日 祝休日 年末年始
ごみの収集 ごみの集積所に関する相談 ふれあい収集の相談 小動物死体の収集	収集管理事務所	電話:04-2946-5353 FAX:04-2945-7588 e-mail:b9440281@city.tokorozawa.lg.jp 住所:東所沢和田3-32-1	月～金曜日(祝日でも実施) 午前8時30分～午後5時15分	土・日曜日 年末年始
粗大ごみ有料収集の 電話申し込みの受付	粗大ごみ受付センター	電話:04-2951-1153 FAX:04-2951-0531 e-mail:b29511153@city.tokorozawa.lg.jp 住所:東所沢和田3-32-1	火～日曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分	月曜日 (月曜日が祝休日の 場合は翌日火曜日も) 祝休日 年末年始
ごみの持ち込み受付 小動物死体の受入	東部クリーンセンター 西部クリーンセンター 市民持込み ステーション	電話:04-2998-5300 FAX:04-2994-9394 e-mail:a9388@city.tokorozawa.lg.jp 住所:日比田895-1 電話:04-2948-3141 FAX:04-2947-3570 e-mail:b9483141@city.tokorozawa.lg.jp 住所:林1-320-1	月～金曜日(祝日でも実施) 午前8時30分～11時30分 午後1時～4時 毎月第1土曜日 (祝日でも実施、1月は第2) 午前8時30分～正午	土・日曜日 (第1土曜日除く) 年末年始
資源物の受入(紙類、古着、 拠点回収品目)	東所沢エコステーション 「エコステ」	電話:04-2946-5360 住所:東所沢和田3-32-1 収集管理事務所内	火～日曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後4時	月曜日 (月曜日が祝休日の 場合は翌日火曜日も) 祝休日 年末年始
リサイクル講習会 再使用品の頒布 生ごみ処理機器等の 奨励金	リサイクルふれあい館 「エコロ」	電話:04-2994-5374 FAX:04-2994-1118 e-mail:a9374@city.tokorozawa.lg.jp 住所:日比田620-1	火～日曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時	月曜日 (月曜日が祝休日の 場合は翌日火曜日も) 祝休日 年末年始

2. リサイクル活動について

所沢ニュータウン自治会では、リサイクル活動を実施しております。収入金は、自治会の貴重な運営費として街路灯の設置や修繕、街路灯電気代などにあてられます。

ご協力よろしくお願いいたします。



pixta.jp - 2696409

◎ 回収日

(毎月の委員会ニュースを参照下さい)

- ・ 毎月第3日曜日
「リサイクル実施中」の緑の旗を立ててあります。
旗が無いときは中止です。
- ・ 集積場所に10時までにお出してください。
- ・ 回収は午前10時～午後6時で、2回の分割回収になります。

◎ 雨天の場合

- ・ 激しい降雨時は中止となります。
中止の場合、その月の回収は休みとなります。
- ・ 中止の時は、8時頃に班長・副班長へ電話連絡します。
- ・ 雨天決行時、古着・古布は回収しません

◎ 回収取扱品目

- ・ 古新聞（新聞のチラシのみ含む）
- ・ 古雑誌（本・週刊誌・単行本・ボール紙・カタログ等）
- ・ ダンボール
- ・ 古着・古布

リサイクルに出す品は、古新聞・古雑誌等は品目別にひもで括り、段ボールは小さく折りたたんで、崩れないようにひもで括り、古着・古布は中身が一目でわかるように、透明のビニール袋に入れてお出し下さい。リサイクル回収品は、緑の旗が立っているどこの場所でも出すことが可能です。

防犯灯の維持管理とリサイクル活動

防犯灯（街灯）の設置や維持管理は、自治会が行っています。防犯灯が切れていたら、自治会の該当する班長にご連絡下さい。班長は生活環境部副部長にご連絡下さい。（連絡先は総会資料に掲載）



当自治会ではリサイクル活動（資源回収）を実施し、その費用を防犯灯の設置や維持、管理に充てています。従って防犯灯の恩恵を共有する非会員の方にもリサイクルの参加を呼びかけていきたいと思えます。

（令和2年の定例総会で会則が改定され、資源回収売上金と市からの報奨金は、まず防犯灯等の維持管理に支出後、特別会計に積み立てるようになりました。積立金は将来の防犯灯の交換時の費用にもなります。）



3. 公園清掃と環境美化の日

◎公園美化推進会

毎月2回第1・3水曜日9:00～10:00

- ・「中新井公園」
- ・「浅海原公園」
- ・「津久井公園」



◎ふれあい会（地域清掃）

毎月第3水曜日（中央バス停集合）16:00～17:00

- ・公園清掃以外の地域内の清掃



◎環境美化の日（春・秋 年2回）

所沢市では春と秋に「環境美化の日」を設けて、全市一斉で清掃活動に取り組んでいます。ところが最近、参加率が下がっています。環境美化の日は、市の広報、回覧板や委員会ニュースでもお知らせしています。住みよい地域にするために協力し合い、所沢ニュータウンを環境の良い美しい街にしましょう。



「ふれあい会」のご紹介

この地域のボランティア活動団体として「ふれあい会」あります。

年間を通しての「児童の登下校の見守り」地域清掃の「ふれあい除草班」防犯防災では「常時の夜間パトロール」も行っています。

お陰様で、地域の住民は、自治会では年2回（夏季と歳末）のパトロールだけで済んでいます。

ふれあい会の活動に感謝するとともに、年2回の自治会のパトロールにもご理解と参加をお願いします。

4. 歩きたばこ・ポイ捨て禁止

「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」平成18年施行

「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」をご存じですか。

所沢市では平成18年7月1日に、歩行中及び自転車運転中のを禁止する条例を施行しました。また条例の第7条に「何人も、みだりにたばこの吸い殻を捨ててはならない」とポイ捨て禁止を明記しています。

さらに市内には「路上喫煙禁止地区」が指定され、新所沢駅周辺、航空記念公園駅周辺はかなり広範囲に渡って禁煙になっています。

禁止地区表示が無くても、人が多く集まる場所やバス停留所などでの喫煙はやめましょう。

たばこ愛好家はマナーを守って喫煙しましょう。



5. 騒音と、臭い

生活音とはいえ、ご近所に迷惑になるような音は、音量を小さくする、窓や雨戸を閉めるなど、できるだけ出さないように心掛けることが大切です。夜間の音は特に気を付けてください。常識的な時間の配慮も必要です。漏れ聞こえてきても、そのように配慮されていると好意的に聞き流せるものです。近所づきあいは人間関係です。

＜気をつけたい音＞

☆ 音響機器

（ピアノ・ステレオ・テレビ・カラオケ等）

☆ 自動車・オートバイ

（走行時・アイドリング・クラクション・空ふかし等）

☆ 犬の鳴き声等



「音」の他に注意したいものがあります。「臭い」です。花火の煙や車の排気ガスなどは直接隣家に入らないようにしましょう。

音や臭いは戸を立てても防げないものです。住みよい暮らしのためには、近隣の迷惑にならない配慮が大切ですが、常識の範囲内であれば「お互い様」の寛容な気持ちを持つことも大切です。



6. 生き物

☆所沢市では特定の生き物に対して注意喚起がされています。いくつかご紹介します。

<アライグマ>

- ☆アライグマは、特定外来生物に指定されています。
- ☆近年、中新井でも出没するようになり、多数目撃されております。
- ☆市では埼玉県や近隣市町村と協力し、防除を行っています。
- ☆アライグマを見かけた場合は下記までご連絡をお願いします。

所沢市 環境クリーン部 生活環境課
(電話) 04-2998-9370

特徴は、しっぽのしま模様です。



<アライグマと間違えやすい動物（タヌキ・ハクビシン等）>

タヌキ



ハクビシン



☆タヌキやハクビシン、アナグマ等は昔から生息している野生動物であり、市では防除を行っておりません。

<野鳥>

☆野鳥にエサをあげないで

所沢市より「野鳥に餌をやらないで」というメッセージがお願いの形でHPに掲載されています。

生態系の破壊、野鳥としての生きる力の悪影響、近隣への迷惑などから、餌付け行為は止めてほしいというものです。

当自治会でも定例委員会などで話し合わせ、自治会の対応としては「野鳥への餌付け行為は止めましょう」と議決されています。

☆ツバメ

ツバメは近年、生息数が減少しています。自宅にツバメの巣ができた場合は温かい目で見守っていただければと思います。

しかし巣が出来ると鳴き声がうるさい、フンや毛が落ちてきて汚い等の理由で、せっかくできた巣を落としてしまう場合もあります。

ツバメに巣を作られては困る場所は作りにくいような環境にして他の場所を選ばせるような工夫も大切です。

7. ペット



犬や猫などのペットは大事な家族の一員です。しかし自治会への投書に、飼い主のマナーの悪さが、度々意見として出されるのも事実です。他人に迷惑をかけないようにマナーを守って飼いましょう。



<犬>

☆飼い主はペットに定められた予防接種を受けさせましょう。

☆犬を散歩させるときは、必ずリードでつなぎましょう。

☆飼い犬を連れているときは、ふんの回収用具を携行し、飼い主が責任を持って処理しましょう。

☆飼い犬の登録や狂犬病予防注射済票交付の問い合わせは

所沢市 環境クリーン部 生活環境課
(電話) 04-2998-9370

<猫>

☆飼い猫は室内飼いに努めましょう。

☆猫を飼っている家庭は、ふんの排泄用砂場を作って、その場所で排泄するよう教えましょう。

☆野良猫に餌を与えることは止めて下さい。

「地域猫としてなら良いのでは」という意見もありますが、「地域猫」とは、野良猫の生命を預かる覚悟を持った有志が地域住民の理解と協力を得ながら、地域にいる飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行い、猫の生涯に渡って毎日のエサのやり方やフンの始末など適正に管理している猫のことです。所沢市では「所沢市飼い主のいる猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策ガイドライン」を策定しています。



所沢市のホームページから「ガイドライン」が入手出来ますのでご覧下さい。

8. 路上駐車

路上駐車は通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発や災害時の救急・消防活動の妨げにもなります。

路上駐車はしないようにしましょう。

特に「西友南出口の道路」は病院、郵便局の前の道路でもあります。

車で来店する時は北側（富士見公園側）の西友駐車場を利用して下さい。



9. 自転車運転

☆ルールを守って自転車の安全運転を心がけましょう

☆自転車は車道の左側を走るのが原則です。
右側を通行すると見通しの悪い交差点や街角で自転車同士、自転車や自動車等との接触事故の原因となります。

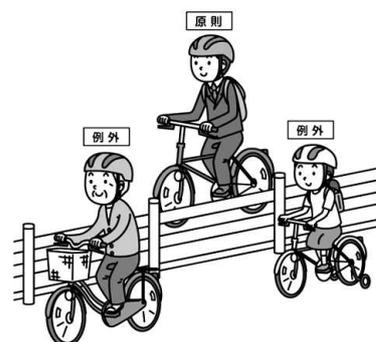
☆併せて一時停止の表示があるところは必ず止まりましょう。

☆ただし、児童や高齢者（70歳以上）は交通安全上、歩道を通行することが出来ます。

☆また、道幅が狭く自転車と車の併走が危険な時は、児童や高齢者でなくても歩道を通行することが出来ます。

その時は歩行者の安全に留意して徐行運転しましょう。（道路交通法）

原則 車道左側走行



高齢者と児童

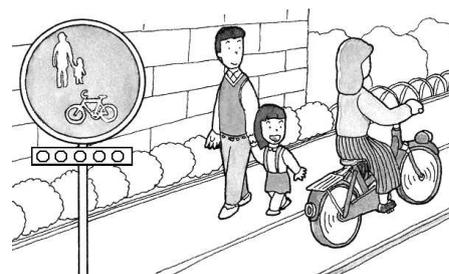
☆自転車・歩行者専用歩道では、
自転車は車道寄りを運転しましょう。
そこでも歩行者が優先です。

☆道路交通法の改正で、傘さし運転、酒酔い、スマホの操作しながらの運転も禁止になりました。

市の条例でくわえればこの自転車運転も禁止されています。

☆夜間の無灯火運転、携帯電話や音楽を聴きながらの運転は大変危険です。（埼玉県道路交通法施行細則）

☆これらの違反の取り締まりが強化されます。



☆自転車保険加入が義務付けられました。加入をご検討ください。

自動車保険の特約・インターネット・共済組合・保険会社など、いろいろあります。

☆安全のためヘルメットの着用に努めましょう。

道路交通法の一部改正により、令和5年から全ての自転車と特定小型電動機付自転車の利用者に、乗車用のヘルメットの着用の努力義務が課されました。

☆駐輪時は、盗難防止のためカギをかけましょう。

自転車の盗難が増えています。

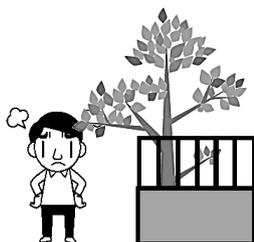


10. 庭木の剪定

生垣や樹木が側溝を超えて道路まではみ出していると、歩行者や自転車の通行の妨げになるばかりか、車とすれ違うとき大変危険です。

また伸びた枝葉が防犯灯や道路標識をかくしてしまっているのも見かけます。近隣に迷惑がかからないように、定期的に枝葉刈りをおこないましょう。

わが家の庭木が道路にはみ出していないか、点検してみましょう。



車道にはみ出ないように剪定しましょう。



○道路交通法が改正されて自転車の左側通行が遵守されてきました。

当地区では南北、東西のグリーンベルトの両側の車道の幅が狭くなっています。

また通学路も路側帯が片側しかつくれる幅の狭い道ばかりです。

生け垣が伸びすぎていると自転車と車がすれ違う時かなり危険になります。

○伸びきった樹木の大胆な枝の剪定は素人では難しいものです。

専門家に任せる選択もあります。

庭木を大切に守りながら、適切な剪定をしていただけます。

自治会にも庭木消毒と剪定の問い合わせが多くありました。

そこで次ページに、所沢市造園建設業者名簿に記載されている業者をご紹介します。市や自治会から斡旋はできません。ご理解下さい。

紹介する資料は2024年4月現在のものです。

所沢市のHPから最新情報を入手できます。

庭木の剪定・消毒を依頼

自治会でまとめて業者に依頼し、一斉に庭木消毒を行うことができなくなっています。それでも庭木の害虫駆除や病気の対策は必要です。庭木の消毒が自分では出来ないのでも業者を紹介してほしいという声が多くあります。

庭木剪定の需要も多いのでご紹介します。消毒は全ての業者が請け負っているわけではありません。資料の提供しますので、各自でお問い合わせ下さい。市や自治会から斡旋はできません。

【所沢市造園建設業者名簿（協会会員）】 2024年4月

会社名	代表者	住所	電話
土方造園株式会社	土方芳夫	下安松779	2944-2332
株式会社榎本造園	榎本義一	南永井1032-2	2944-3057
有限会社富田園	富田春光	東新井251	2992-5528
株式会社田中造園	田中由晃	林1-177	2948-9393
有限会社守谷造園	守谷和樹	三ヶ島2-920-3	2948-2489
有限会社古澤造園土木	古澤 進	日比田212	2944-0432
株式会社本橋園	本橋靖弘	三ヶ島5-1328	2947-1911
有限会社梶原造園	梶原敏也	北岩岡40-5	2942-0600
株式会社東和グレース	鹿島 勉	上新井1-26-6	2923-7658
株式会社植清園	北田 功	下富1014	2942-0702
アゴラ造園株式会社	小島孝志	下安松187-4	2944-7650
有限会社増田造園土木	増田正好	北中1-185-1	2922-0440
株式会社マルナカ	佐藤圭一	三ヶ島5-1256-2	2948-1716
有限会社新藤造園	新藤 均	東狭山ヶ丘1-48-4	2922-0551
株式会社道心造園	伊藤道明	東狭山ヶ丘2-2981-11	2933-8311
株式会社Midoru	柚木 誠	若狭4-2505-8-203号	2968-8924

一般社団法人所沢市造園建設業協会（法人番号9030005019710）

所沢市東新井251番地（有限会社富田園内）代表・富田春光

電話：04-2992-5528（年度によって協会事務局が変更される事があります）

その他 庭木の剪定を行っている業者

所沢シルバー人材センター	小手指町1-5-203
受付 月～金	電話・2928-8695 FAX・2942-0630
8:30～17:00	Eメール：tokorozawa@sjc.ne.jp

11. 空き家

☆家主は、空き家になっても家屋や土地を維持管理する責任があります。

遠方に住んでいて足が運べない状況であれば、管理会社に委託することも出来ます。

屋内の換気・清掃や庭木の剪定・除草まで委託可能です。

近隣の住民の迷惑にならないように心がけましょう。

☆空き家になるときは、近隣の知人や自治会に連絡先（本人・管理会社）を伝えておくことも大切です。



☆当地区では空き家でも管理されている物件が多いです。

倒壊危険家屋やゴミが不法投棄されている空き家などはありません。しかし、中には下記のような苦情が出ている空き家もあります。

◎多い苦情



- ☆庭木が隣家や道路にはみ出している
 - ☆茶毒蛾など害虫が発生している
 - ☆雑草が伸び放題
 - ☆蜂の巣ができていないが駆除できない
 - ☆のら猫などが住み着いている
- 等の苦情を頂いています。

※自治会では他人の敷地内に入って、上記の事柄に対処することは出来ません。

〈〈 自治会として出来ること 〉〉

- ・空き家の持ち主の連絡先が不明の時は、事実を確認し現状写真を添付した要望書を作成し、所沢市の「防犯交通安全課・防犯対策室」に提出してお願いします。市は敷地の管理責任者を調べて地域の要望を伝えて対処を促します。市から連絡を受けると大半の所有者は対処していただきます。

＜資料1 所沢市ホームページより＞

所沢市の防犯・空き家対策

1. 経済事情や高齢化等に伴い、適正に管理されない空き家が増えています。建物の管理が行き届かず、このことが原因で事件・事故が発生し他人に被害を与えた場合は、空き家所有者の責任になります。

また、家周りの整理整頓ができていなかったり、草木の繁茂は火災等を招くおそれがあります。空き家の窃盗も増えています。

所有者の皆様には、このようなことがないように建物等の定期的な管理をお願いします。所沢市では空き家をお持ちの方に相談事業を行っています。（下記図参照）

また、適正に管理されていない空き家でお困りの方は、個人でも結構です。上記の「防犯交通安全課防犯対策室」までご相談ください。

所沢市 「防犯交通安全課防犯対策室」

住所：〒359-8501所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9090 FAX：04-2996-0015

メールアドレス a9090@city.tokorozawa.lg.jp

空き家利活用等ワンストップ相談事業

「物件が遠くにあって管理ができない。」

「空き家を貸したいけれど、どこに相談すればいいかわからない。」

所沢市では、売却、賃貸、解体、相続、維持管理など、様々な空き家に関する相談をワンストップで受け付ける「所沢市空き家利活用等ワンストップ相談事業」を行っています。（注：利活用＝利用と活用）

下記は所沢市ホームページに掲載されていた業者です。参考にしてください。

① NPO法人 空家・空地管理センター

住所：所沢市西所沢2丁目1-12 第2北斗ビル

電話：0120-336-366

FAX：04-2921-3225

メール：tokorozawa@akiya-akichi.or.jp

② 全日所沢 空家空地無料相談センター

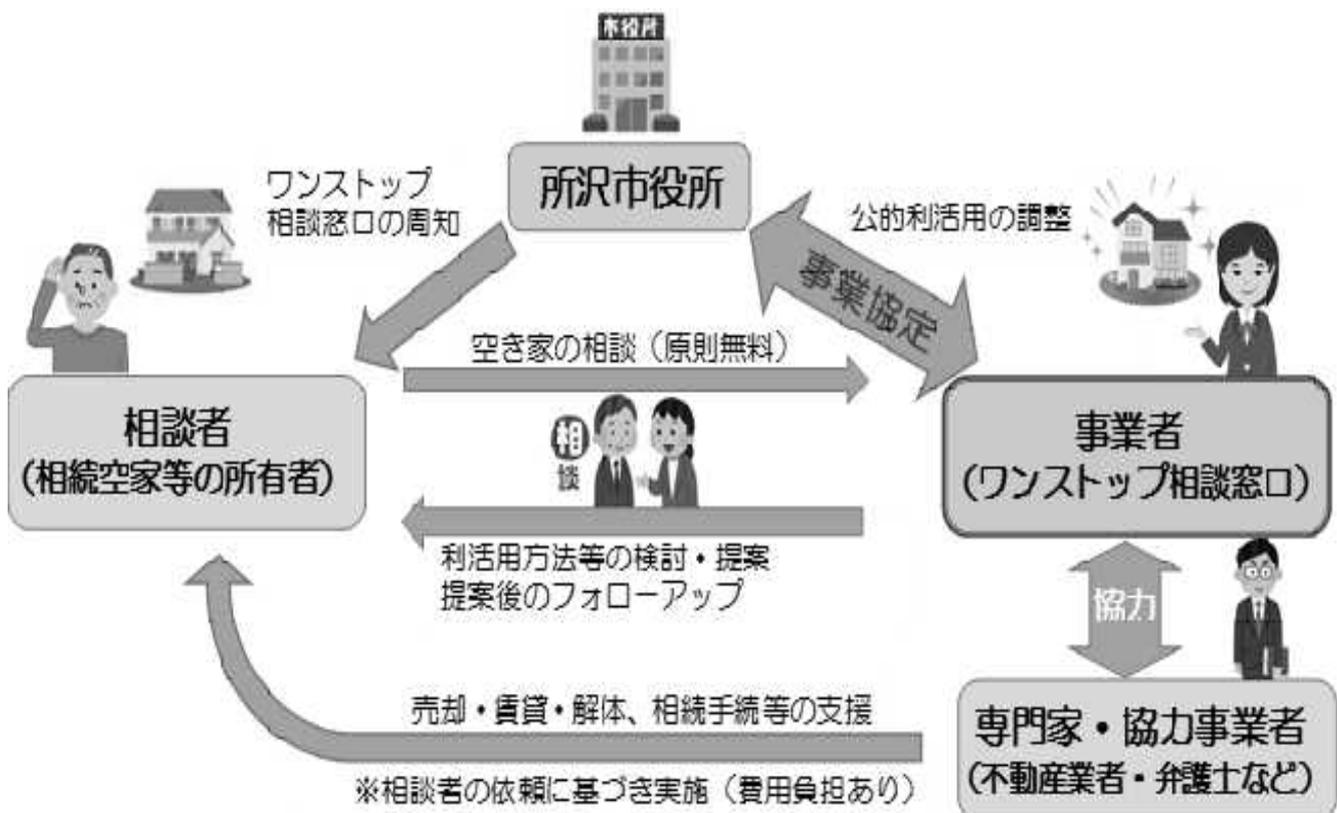
住所：所沢市西所沢2丁目5-19 国土ビル3階
電話：04-2903-3300
FAX：04-2903-7507

③ 宅建所沢 空き家・空き地相談センター

住所：所沢市元町28番17号 元町郵便ビル2階
電話：04-2936-6650
FAX：04-2924-6116
メール：tokorozawa-shibu@takuken.or.jp

④ イエステーション所沢 空家空地無料相談センター

住所：所沢市喜多町17番12号
電話：0120-016-700
FAX：04-2923-7910
メール：info2@seiwa-h.co.jp



生活を守る

1. 特殊詐欺にご注意ください

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺が代表的ですが、電話や架空請求のはがきなどで相手をだまし、金銭の振込を要求する犯罪です。近年では医療費の還付金が受け取れるなどといって、犯人の口座に送金させたり、SNSによる儲かる投資話からお金をだましとられるなど、年々だまし方が巧妙になっています。

どんな理由であれ、確認しないで送金したり、通帳や印鑑、キャッシュカードなど他人に預けてはいけません。自宅に現金がいくらあるか、預金はいくら持っているかなど教えてはいけません。



在宅中でも留守番電話に設定し鳴っても出ない、ナンバーディスプレイを利用し知らない番号や非通知はとらない、少しでもおかしいと思ったらすぐに電話を切る、電話を取ってしまった場合は「折り返す」と伝える、などの対策をお願いします。

犯人は被害者に考える時間を与えずに「今からカード（通帳）を受け取りに行く」とけしかけます。立会人と複数で対応しても、安心ではありません。犯人を問い詰めたりすると危険です。「そのような場合は、迷わず110番通報して下さい」

(中新井交番・所沢警察より)



2. 「無料…」の後は高額な営業攻勢が…

①近年「無料で屋根の点検をする」等と高額な工事を勧誘する悪質商法が多発しています。以前の「白アリ営業」です。訪問営業や訪問販売が多様化しています。「無料点検」だけで商売が成り立つはずはありません。

その後の商売があるから成り立つのです。

その中には高齢者などを狙った悪質な営業があります。



②「不要品無料引き取り」なのに、「これは対象外」と金額を要求されたりすることもあります。

3. 行商営業・商品は値段を確かめて。

消防署を語って消火器を法外な値段で訪問販売する業者がいます。そもそも消防署は訪問販売はしません。



行商の中には、（例・物干し竿を法外な値段で売りつけようとするなど）高齢者を騙して儲けようとする悪徳業者もいます。

対策) 商品の相場を知って値段を確かめて買い物をしましょう。

(広告やホームセンターなどの店頭表示、インターネットやスマホ等の検索で商品の相場価格は調べることが出来ます。)

☆ 不安に感じたら、警察相談専用窓口「#9110」または最寄りの警察署へ相談を！！



詐欺被害にあってしまった場合も、消費者ホットラインの「188」か警察相談専用電話「#9110」に電話で相談することができます。



楽しく快適な生活ができるよう
一人一人の小さな心遣いを
よろしくお願いいたします

所沢ニュータウン自治会



所沢ニュータウンの生活環境を守るために、お近くで住まわれている方の異動がありましたら、自治会にお知らせください。

転入

----- お近くに転入された方がおられましたら
班長（副班長）にお知らせください。

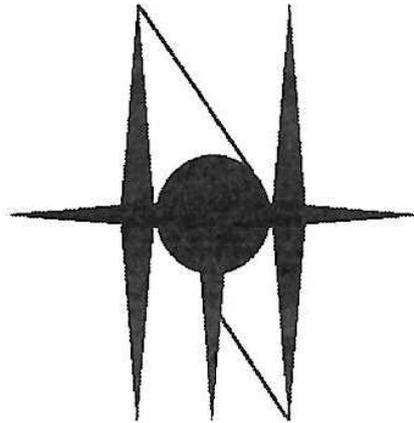
転出
長期不在

----- 転出される方・長期不在にされる方は、
班長（副班長）にお知らせください。



Memo

A large rectangular area enclosed by a wavy, scalloped border. Inside this area, there are 18 horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for writing. The lines are parallel and extend across the width of the memo area.



所沢ニュータウン自治会

シンボルマーク
しょうわねん
昭和54年
せいさくせがわのりこ
制作・瀬川典子さん